

(12) 各国特許出願政府費用等一覧表

①主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別		英 国		ド イ ツ		フ ラ ン ス	
経 費	施行日	2005.1.1		2002.1.1		2005.9.1	
	出願料	ポンド	円	ユーロ	円	ユーロ	円
最 低 必 要 費 用		30	6,030	紙 60 電子 50	8,220 6,850	紙 35 電子 25	4,725 3,375
		調査料 100 審査請求料 70 (ポンド)	調査料 250 審査請求料 150 (すでに調査がされている場合) 審査請求料 350 (調査がされていない場合) (ユーロ)	調査料 500 10を超えるクレーム毎に 優先権主張 (1の主張毎に) 特許発行料 85 (ユーロ)			
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
	第1年						
	第2年					35	4,795
	第3年			70	9,590	35	4,795
	第4年			70	9,590	35	4,795
	第5年	50	10,050	90	12,330	35	4,795
	第6年	70	14,070	130	17,810	150	20,550
	第7年	90	18,090	180	24,660	150	20,550
	第8年	110	22,110	240	32,880	150	20,550
	第9年	130	26,130	290	39,730	150	20,550
	第10年	150	30,150	350	47,950	150	20,550
	第11年	170	34,170	470	64,390	300	41,100
	第12年	190	38,190	620	84,940	300	41,100
	第13年	210	42,210	760	104,120	300	41,100
	第14年	230	46,230	910	124,670	300	41,100
	第15年	250	50,250	1,060	145,220	300	41,100
	第16年	270	54,270	1,230	168,510	600	82,200
	第17年	300	60,300	1,410	193,170	600	82,200
	第18年	330	66,330	1,590	217,830	600	82,200
	第19年	360	72,360	1,760	241,120	600	82,200
	第20年	400	80,400	1,940	265,780	600	82,200
	第21年			2,650	363,050	900	123,300
	第22年			2,940	402,780	900	123,300
	第23年			3,290	450,730	900	123,300
	第24年			3,650	500,050	900	123,300
	第25年			4,120	564,440	900	123,300
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日の翌日から20年		出願日から20年	
通貨換算率		£ 1	201	Euro 1	137	Euro 1	137
備 考		EPO出願でイギリスを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。	
駐 日 公 館 T E L		03-5211-1100		03-5791-7700		03-5420-8800	

国 別		スウェーデン		米 国		カ ナ ダ	
施行日		2 0 0 1 . 4 . 1 5		2 0 0 4 . 1 2 . 8		2 0 0 4 . 1 . 1	
最 低 必 要 費 用	出 願 料	S . クローネ	円	ド ル	円	C . ドル	円
		4,000	60,000	300	33,900	400	37,600
低 必 要 費 用	そ の 他	出願時の付加料 10を超えるクレーム 毎に 150		出願時の付加料 審査料 200 サーチ料 500 超過ページ料 250 (明細書及び図面 100ページを超える 場合、超過分50 ページあたり)		審査請求料 800 特許料付与 300 許可時点で100頁を 超える明細書及び 図面の各1頁につき 6	
		特許印刷料 8頁まで 1,100 9頁を超える頁毎に 155 (S . クローネ)		3を超える独立クレーム 毎に 200 独立、従属を問わ ず、20を超えるク レーム毎に 50 多項従属クレームが ある場合、1出願につ き 360 公開手数料 300 特許発行料 1,400 (ドル)		(C . ドル)	
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする		登録した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
	第1年			-	-		
	第2年	800	12,000	-	-	100	9,400
	第3年			-	-	100	9,400
	第4年	700	10,500	900	101,700	100	9,400
	第5年	900	13,500	-	-	200	18,800
	第6年	1,100	16,500	-	-	200	18,800
	第7年	1,350	20,250	-	-	200	18,800
	第8年	1,600	24,000	2,300	259,900	200	18,800
	第9年	1,900	28,500	-	-	200	18,800
	第10年	2,250	33,750	-	-	250	23,500
	第11年	2,500	37,500	-	-	250	23,500
	第12年	2,700	40,500	3,800	429,400	250	23,500
	第13年	2,850	42,750	-	-	250	23,500
	第14年	3,050	45,750	-	-	250	23,500
	第15年	3,300	49,500	-	-	450	42,300
	第16年	3,550	53,250	-	-	450	42,300
	第17年	3,800	57,000	-	-	450	42,300
	第18年	4,050	60,750	-	-	450	42,300
	第19年	4,300	64,500	-	-	450	42,300
	第20年	4,500	67,500	-	-		
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日から20年 (1995年6月8日以 降、備考欄参照)		出願日から20年 (1989年10月1 日以後の出願、備考欄参照)	
通貨換算率		SEK 1	15	US \$ 1	113	C \$ 1	94
備 考		EPO出願でスウェーデンを指定国とした際の 納付すべき最初の年金は、欧州特 許の出願日を第1年度とし、欧州特 許公報に公示された翌年度の年金か ら。		小企業、個人、非営利団体については 上記の料金は半額。 1995年6月8日前の出願は特許日から17 年又は出願日から20年のいずれか遅く 終了する方の期間。		小企業、個人については上記の料金の 半額。1989年10月1日前の出願は 特許発行日から17年間。	
駐 日 公 館 T E L		03-5562-5050		03-3224-5000		03-5412-6200	

国 別		口 シ ア		E P O		中 華 人 民 共 和 国	
経 費	施行日	1 9 9 6 . 1 2 . 1		2 0 0 6 . 1 . 1		2 0 0 2 . 1 . 1	
	出願料	(U. S. ドル表示)	円	ユーロ	円	中国元	円
最 低 必 要 費 用		200	22,600	紙 170 電子 95	23,290 13,015	900	12,600
	そ の 他	出願時の付加料 25を超えるク レーム毎に	30	調査料	1,000	出願時の付加料 31頁から300頁まで (1頁あたり)	50
		審査請求料 10の独立クレームにつ き	300	指定料(各国毎に) 審査請求料	80 1,335	300頁を超えると1 頁あたり 10を超えるク レーム毎に	100 150
		1を超える独立ク レーム毎に	240	特許付与料		優先権主張 (1の主張)	80
		登録料	400	35頁まで 35頁を超えると1 頁毎に	750 11	審査請求料 特許登録料	2,500 255
		(U. S. ドル表示)		(ユーロ)		出願維持年金 (年毎) 公開料	300 50
						(元)	
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
	第1年					900	12,600
	第2年					900	12,600
	第3年	100	11,300	400	54,800	900	12,600
	第4年	100	11,300	425	58,225	1,200	16,800
	第5年	150	16,950	450	61,650	1,200	16,800
	第6年	150	16,950	745	102,065	1,200	16,800
	第7年	200	22,600	770	105,490	2,000	28,000
	第8年	200	22,600	800	109,600	2,000	28,000
	第9年	300	33,900	1,010	138,370	2,000	28,000
	第10年	300	33,900	1,065	145,905	4,000	56,000
	第11年	450	50,850	1,065	145,905	4,000	56,000
	第12年	450	50,850	1,065	145,905	4,000	56,000
	第13年	600	67,800	1,065	145,905	6,000	84,000
	第14年	600	67,800	1,065	145,905	6,000	84,000
	第15年	750	84,750	1,065	145,905	6,000	84,000
	第16年	750	84,750	1,065	145,905	8,000	112,000
	第17年	750	84,750	1,065	145,905	8,000	112,000
	第18年	750	84,750	1,065	145,905	8,000	112,000
	第19年	1,000	113,000	1,065	145,905	8,000	112,000
	第20年	1,000	113,000	1,065	145,905	8,000	112,000
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日から20年		出願日から20年	
通貨換算率		US\$ 1	113	Euro 1	137	1元	14
備 考		料金についてはU.S.ドル表示。		上記特許料の欄の金額は、登録までにEPOに支払う維持料であり、特許料は指定された各国にそれぞれ支払う必要がある。		出願から2年を経過しても特許が付与されないとき、出願維持年金を納付しなければならない。(ただし、特許になった場合のみ。)	
駐 日 公 館 T E L		03-3583-4224,5982				03-3403-3388	

国 別		大 韓 民 国		台 湾	
経 費	施行日	2004. 4. 1		2004. 7. 1	
	出願料	ウォン	円	TW. ドル	円
最		38,000	4,180	3,500	12,180
低		出願時の付加料 紙出願の場合、図面、明細書及び要約書の1頁毎に 1,000		審査請求料 図面を含む明細書の頁数が50頁を超えると50頁毎に 8,000 500	
必		優先権主張 (1の主張) 20,000		特許発行料 1,000	
要	そ の 他	審査請求料 クレーム毎に 109,000 32,000 特許登録料 (1～3年度年金) 81,000 クレーム毎に 54,000 (ウォン)		(TW. ドル)	
費		登録した年を第1年目とする		登録した年を第1年目とする	
用	第1年			2,500	8,700
	第2年			2,500	8,700
	第3年			2,500	8,700
	第4年	60,000	5,700	5,000	17,400
	第5年	+ 25,000	+ 2,375	5,000	17,400
	第6年	×クレーム数/年	×クレーム数/年	5,000	17,400
	第7年	120,000	11,400	9,000	31,320
	第8年	+ 43,000	+ 4,085	9,000	31,320
	第9年	×クレーム数/年	×クレーム数/年	9,000	31,320
	第10年	240,000	22,800	18,000	62,640
	第11年	+ 55,000	+ 5,225	18,000	62,640
	第12年	×クレーム数/年	×クレーム数/年	18,000	62,640
	第13年	480,000	45,600	18,000	62,640
	第14年	+ 68,000	+ 6,460	18,000	62,640
	第15年	×クレーム数/年	×クレーム数/年	18,000	62,640
	第16年	960,000	91,200	18,000	62,640
	第17年	+ 80,000	+ 7,600	18,000	62,640
	第18年	×クレーム数/年	×クレーム数/年	18,000	62,640
	第19年	1,920,000	182,400	18,000	62,640
	第20年	+ 95,000	+ 9,025	18,000	62,640
	第21年	×クレーム数/年	×クレーム数/年	18,000	62,640
	第22年	3,840,000	364,800	18,000	62,640
	第23年	+ 120,000	+ 11,400	18,000	62,640
	第24年	×クレーム数/年	×クレーム数/年	18,000	62,640
	第25年			18,000	62,640
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日から20年	
通貨換算率		KRW1000	110	TW\$100	348
備 考				小企業、個人、大学等について年金の減免措置あり。	
駐 日 公 館 T E L		03-3452-7611/9			

(出典) AIPI 「マニュアル」、発明協会「世界の工業所有権制度ミニガイド」等 各種資料

注1: この表の通貨換算率は、平成17年12月20日付け「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」(日本銀行ウェブサイト)より。

注2: 情報の内容には正確を期しておりますが、本情報はあくまで参考情報であり、その利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際課